

## 船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が千葉県地域医療介護総合確保基金条例（平成27年千葉県条例第7号）に定める千葉県地域医療介護総合確保基金を活用し、介護事業者が事業所内保育施設を運営する事業に要する費用の一部を補助することにより、介護事業者の費用負担の軽減及び介護事業所内保育施設の設置の推進を図り、もって本市における介護サービス従業者に係る労働環境の改善及び就業の促進並びに介護サービスの安定的な供給に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第2号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事業を行う指定介護サービス事業所であつて市内に所在するものを運営する事業者であること。

- ア 訪問介護
- イ 訪問入浴介護
- ウ 通所介護
- エ 通所リハビリテーション
- オ 短期入所生活介護
- カ 短期入所療養介護
- キ 特定施設入居者生活介護
- ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ケ 夜間対応型訪問介護
- コ 地域密着型通所介護
- サ 認知症対応型通所介護
- シ 小規模多機能型居宅介護
- ス 認知症対応型共同生活介護
- セ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ソ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- タ 看護小規模多機能型居宅介護

チ 介護老人福祉施設

ツ 介護老人保健施設

テ 介護医療院

(2) 船橋市税に滞納が無いこと。

(対象事業)

第3条 補助金の対象とする事業は、前条に規定する事業者が、その雇用する労働者であって同条に規定する指定介護サービス事業所に従事する者の監護する児童を保育するために自ら設置する施設であって、次の各号に掲げるいずれにも該当するものを運営する事業とする。

(1) 利用定員が5人以下の保育施設であること。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する認可を受けていないこと。

(3) 船橋市に対し、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく認可外保育施設設置の届出を行っていること。

(4) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号）（別添）（以下「認可外保育施設指導監督基準」という。）を満たしていること。

(5) 保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者が配置されていること。

(6) 保育料（保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。以下同じ。）として1人当たり平均月額10,000円以上を徴収していること。この場合において、保育料が日額又は時間単位で決まっている場合は、日額にあつては25日を1月と、時間単位にあつては8時間を1日として換算して得られる額を月額とする。

2 一の年度において補助金の交付の対象となる前項に規定する事業の期間は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、当該年度の前年度の3月1日から翌年の2月末日までの期間のうち市長が認める期間とする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額の算定に係る基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の交付額は、別表に定める基準額及び対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額に、同表に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付申請書（第1号様式）による申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び条件)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるか審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を得ること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。
- (3) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (4) 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたものについては、補助金の実績報告において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びその条件を船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附され

た条件に異議があり、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(承認申請)

第9条 第6条第2項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して20日を経過した日(第6条第2項第2号に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該事業の中止又は廃止に係る通知があったことを知った日から起算して20日を経過した日)又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業実績報告書(第4号様式)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金確定通知書(第5号様式)により補助事業者へ通知する。

(交付の時期等)

第12条 補助金は、第11条の規定により確定した額を交付決定に係る事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該事業の完了前に補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金概算払請求書(第6号様式)により市長に請求しなければ

ならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 当該者の運営する保育施設が、第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に附した条件その他法令等に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

経費		補助率
基準額	対象経費	
次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額 (1) 保育士の数×180,800円×運営月数 (2) 保育料収入額	介護事業所内保育施設の運営に必要な経費（賃金（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）及び委託料（給与費に該当する経費））	2 / 3

備考

- この表において「保育士の数」とは、補助対象となる保育施設において保育に従事する保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者のうち、常勤職員の数と、非常勤職員の1月の勤務延べ時間数の合計を8時間及び当該月の開所日数で除して常勤職員の数に換算した数（計算によって生じた端数は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位までとする。）とを1月ごとに合算した数とする。ただし、その数が2を超える場合は、2とする。
- 運営月数の算定に当たっては、当該月における開所日数が概ね15日以上である場合には、1か月として算定して差し支えないものとする。
- 保育料収入額は、事業実施期間に徴収した保育料の合計額とする。ただし、その額が利用定員数×10,000円×運営月数により算出した額を下回るときは、当該算出した額を用いる。
- 対象経費には、保育士助手（保育士、看護師又は准看護師の資格を有さない者で、直接保育に従事する者（事務、給食職員等を除く。））に係るものを含むものとする。

(第1号様式)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

事業者名

事業者住所

代表者職・氏名

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金申請額内訳書（別紙1）
- 3 船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業計画書（別紙2-1）
- 4 保育士等一覧表（別紙2-2）
- 5 添付資料
  - (1) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（直近のもの）の写し
  - (2) 介護事業所内保育施設の保育料が規定された規則等の写し
  - (3) 従業員の保育士証等の写し
  - (4) 収支予算書（見込書）
- 6 消費税の適用に関する事項（該当するものに)
  - ① 補助金交付額の算定
    - 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
    - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
  - ② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由
    - 免税事業者である
    - 簡易課税事業者である
    - 消費税法別表第3に掲げる法人等であって  
特定収入割合が5%を超える
    - その他（ ）

(別紙1)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金申請額内訳書

事業者名 \_\_\_\_\_

保育施設名 \_\_\_\_\_

基準額							対象経費 支出予定 額 (H)	補助 基本額 (I)	補助金 所要額 (J)
保育士 の1月 あたり 見込数 (A)	Aと2 を比 べて小 さい方 の数(B)	基準額 単価 (C)	運営 月数 (D)	保育料 収入の 1月当 たり見 込額 (E)	利用 定員 (F)	基準額 (G)			
人	人	円	月	円	人	円	円	円	円
		180,800							

上記の対象経費支出予定額(H)は、( 税込額 ・ 税抜額 ) である。

- 注1 (A)欄には、別表に規定する方法により算出した保育士の1月あたり見込数を記載すること。
- 2 (G)欄には、次の方法により算出した額を記載すること。  
 $(B \times C \times D) - \{ (E \text{の額と} F \times 10,000 \text{円とを比較して大きい方の額}) \times D \}$
- 3 (H)欄には、別表に規定する介護事業所内保育施設の運営に必要な経費(賃金(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)及び委託料(給与費に該当する経費))の支出予定額の総額を記載すること。
- 4 (I)欄には、(G)欄の金額と(H)欄の金額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 5 (J)欄には、(I)欄の額に別表に規定する補助率を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)を記入すること。



(別紙2-1)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業計画書

事業者名 \_\_\_\_\_

1 保育施設の名称等

名称	所在地	開設年月日	利用定員 人

運営等が委託の場合には、下記に記載し、契約書の写しを添付すること。

受託者の名称	住所	代表者名

2 補助金申請に係る事業の期間

年 月 日	から	年 月 日	まで

3 運営する指定介護サービス事業所（上記保育施設において保育する児童の保護者が従事する事業所。3事業所を超える場合には、主な3事業所を記載すること。）

事業所名	事業所住所	提供するサービスの種類

4 保育時間、職員の状況等

保育時間		職員数				
開所時間帯	開所時間	保育士※			保育士助手	
		常勤職員数	非常勤		常勤職員数	非常勤職員数
			職員数	常勤換算数		
～	時間	人	人	人	人	人

非常勤職員の常勤換算数については、別表に規定する計算方法により算出した数を記載すること。

※保育士とは、保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者をいい、保育士助手とは、それ以外の者で直接保育に従事する者（事務、給食職員等を除く。）をいう。

5 職員に対する給与の支払日

例月	日
----	---

6 保育料

1月あたり	円
月額以外で定める場合	

(別紙 2 - 2)

保育士等一覧表

事業者名 \_\_\_\_\_

保育施設名 \_\_\_\_\_

	氏名	職種	常勤・ 非常勤の別	雇用開始日	非常勤の場合 の常勤換算数
1					
2					
3					
4					
5					

(注) 保育士、看護師又は准看護師の者については、その資格を有することを証する書類の写しを添付すること。

(第2号様式)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名 様

船橋市長



年 月 日に申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補 助 年 度	
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を得ること。</li><li>2 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。</li><li>3 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。</li><li>4 船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたものについては、補助金の実績報告において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。</li></ol>

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

(第3号様式)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

事業者名

代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金について、当該事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

(第4号様式)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった\_\_\_\_年度船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金について、当該事業を完了したので、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金精算書（別紙1）
- 3 船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業実績報告書（別紙2-1）
- 4 対象経費支出済額内訳表（別紙2-2）
- 5 添付資料
  - (1) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（直近のもの）の写し
  - (2) 収支決算書（見込書）
- 6 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）
  - ① 補助金交付額の算定
    - 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
    - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
  - ② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由
    - 免税事業者である
    - 簡易課税事業者である
    - 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
    - その他（ ）

補助金の振込先

預 金 種 別	
振 込 先	
振込口座番号	
名 義 人	

(別紙1)

## 船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金精算書

事業者名 \_\_\_\_\_

保育施設名 \_\_\_\_\_

年	月	基準額						
		保育士の数 (A)	Aと2を 比べて小さい方の 数(B)	基準額 単価 (C)	保育料収 入額 (D)	利用 定員 (E)	Dの額と E×10,000円 を比べて大きい 方の額(F)	基準額 (B×C -F)
		人	人	円	円	人	円	円
	3			180,800				
	4			180,800				
	5			180,800				
	6			180,800				
	7			180,800				
	8			180,800				
	9			180,800				
	10			180,800				
	11			180,800				
	12			180,800				
	1			180,800				
	2			180,800				
合計								(G)

補助基本額 (Gと、別紙2-2の対 象経費支出済額Uを比べ て小さい方の額)(H)	補助金所要額 (I)	交付決定額 (J)	補助金 受入済額 (K)	補助金精算額 (IとJを比べて 小さい方-K) (L)
円	円	円	円	円

注1 (A)欄には、別表に規定する方法により算出した当該月の保育士の数を記載すること。(別紙2-1におけるP+Qと一致。)

2 (I)欄には、(H)欄の額に別表に規定する補助率を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)を記入すること。

(別紙2-1)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金事業実績報告書

事業者名 \_\_\_\_\_

1 保育施設の名称等

名称	所在地	開設年月日	利用定員
			人

運営等を委託した場合

受託者の名称	住所	代表者名

2 補助金事業の期間

年 月 日	から	年 月 日	まで

3 開所日数、職員の状況等

年	月	開所 日数	保育児童 の実人数	勤務した保育士等の人数				
				保育士※			保育士助手	
				常勤 職員数 (P)	非常勤		保育士の数 (P+Q)	常勤・非常勤 職員数
					職員数	常勤 換算数(Q)		
	3	日	人	人	人	人	人	人
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							

合計

※「保育士」とは、保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者をいい、「保育士助手」とは、それ以外の者で直接保育に従事する者（事務、給食職員等を除く。）をいう。

(別紙2-2)

対象経費支出済額内訳表

事業者名 \_\_\_\_\_

保育施設名 \_\_\_\_\_

1 補助金事業の期間に係る給与費支払済額の内訳

	氏名	職種	常勤・非常勤 の別	雇用期間	給与費支払済額 (円)
1				～	
2				～	
3				～	
4				～	
5				～	
(注) 5人以上の場合は、適宜行を追加すること。					合計(R)

2 補助金事業の期間に係る法定福利費の合計額 (S)

円
---

3 委託により実施した場合の委託料 (T)

円
---

左記の委託により実施した場合の委託料 (T) は、( 税込額 ・ 税抜額 ) である。

委託料のうち、給与費に該当する経費が確認できる書類を添付すること。

4 対象経費支出済額 (U=R、S、Tの合計)

円
---



(第5号様式)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

交付決定年月日	年 月 日	番 号	第 号
補助年度			
交付決定額			円
補助金所要額			円
交付確定額			円
補助金支払済額			円
補助金精算額			円

(第6号様式)

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

事業者名

代表者職・氏名



年 月 日付け第 号で交付決定のあった\_\_\_\_年度船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金について、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

請求金額 金 円

預金種別	
振込先	
振込口座番号	
名義人	

船橋市長 あて

船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金に係る  
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

事業者名

事業者住所

代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付確定のあった 年度船橋市介護事業所内  
保育施設運営事業費補助金について、船橋市介護事業所内保育施設運営事業費補助金交  
付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1. 補助金交付確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2. 消費税額の申告により確定した船橋市介護事業所内保育施設運営事業費  
補助金に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 \_\_\_\_\_ 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付書類

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって  
特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。）

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり